

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

重要事項のご説明 [契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明]

本保険は、カード会社が保険契約者となり、会員の皆さまをご加入者とする団体契約です。
 ご加入者の方にご確認いただきたい事項を以下の重要事項のご説明に記載しています。ご加入時のご説明に対するご理解に相違がないかご確認ください。
 この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款・特約集または加入者証(注)をご確認ください。
 ご不明な点につきましては、保険契約者(カード会社)または引受保険会社までお問合わせください。
 (注) 普通保険約款・特約集および加入者証は、お申込内容ご確認期日以降に引受保険会社より送付いたします。

I. 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。

① 商品の仕組みおよび引受条件等

1. 商品の仕組み

- (1) 団体総合生活補償保険は、普通保険約款と具体的な補償内容を規定した傷害(ケガといいます)、疾病(病気といいます)の各基本特約との組み合わせにより、保険期間中に被保険者がケガを被った場合や、病気により入院したり手術を受けられた場合等に保険金をお支払いする保険です。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

補償の種類	補償の概要
ケガに関する補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。
疾病に関する補償	被保険者が病気になり、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲

被保険者の範囲は、「ご本人」のみとなります。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

2. 補償の内容等

(1) 保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額

詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。なお、それぞれの保険金はケガまたは病気を被った被保険者にお支払いします。

① ケガに関する補償

※1 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

※2 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	対象となるご契約	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
傷害後遺障害保険金	加入者証に傷害死亡・後遺障害保険金額が記載され、かつ、傷害後遺障害保険金を補償する旨が記載された場合	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
傷害入院保険金	加入者証に傷害入院保険金日額が記載された場合	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間(注1)に入院された場合	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院日数}$ ※事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間(注1)内の入院が対象となります。
傷害手術保険金	加入者証に傷害入院保険金日額が記載され、かつ傷害手術保険金を補償する旨記載された場合	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内(注2)に手術(注3)を受けられた場合	1回の手術について次の額をお支払いします。(注4) ア. 入院中に受けた手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ イ. 上記ア. 以外の手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ ※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。

② 疾病に関する補償

※「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	対象となるご契約	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
疾病入院保険金	加入者証に疾病入院保険金日額が記載された場合	病気を発病し、その病気の治療を目的として入院を開始した日からその日を含めて保険金支払対象期間(注1)に入院された場合	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院日数}$ ※入院を開始した日からその日を含めて保険金支払対象期間(注1)内の入院が対象となります。
疾病手術保険金	加入者証に疾病入院保険金日額が記載され、かつ疾病手術保険金を補償する旨記載された場合	病気を発病し、次のいずれかに該当する場合 ア. 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間(注2)内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術(注3)を受けられたとき イ. 上記ア. 以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、病気の治療を目的として手術(注3)を受けられた場合	1回の手術について次の額をお支払いします。(注4) ア. 入院中に受けた手術 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ イ. 上記ア. 以外の手術 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ ※入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。
疾病放射線治療保険金	加入者証に疾病入院保険金日額が記載され、かつ疾病手術保険金を補償する旨記載された場合	病気を発病し、次のいずれかに該当する場合 ア. 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間(注5)内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療(注6)を受けられた場合 イ. 上記ア. 以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、病気の治療を目的として放射線治療(注6)を受けられた場合	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。(注7) $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$

- (注1) 支払対象期間とは、傷害・疾病入院保険金をお支払いする対象の期間として加入者証に記載された期間（180日）をいい、この期間の入院についてのみ保険金をお支払いします。
- (注2) 傷害・疾病手術保険金支払対象期間とは、事故の発生日（または入院を開始した日）からその日を含めて「傷害・疾病入院保険金の免責期間（0日）と支払対象期間（180日）の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
- (注3) 手術とは、次の診療行為をいいます。
- ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。
 - ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術または歯、歯肉の処理に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為
 - ・美容整形上の手術 ・病気を直接の原因としない不妊手術 ・診断、検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術 ・吸引および穿刺などの処置 ・神経ブロック ・抜釘術 ・屈折異常に対する手術
 - ② 先進医療（*1）に該当する診療行為（*2）
 - （*1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。
 - （*2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身、局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。

- (注4) 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。
- ・保険金お支払いの対象となる手術を、同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお同一の日にア、イ、の両方に該当する手術を受けた場合は、ア、の手術1回受けたものとします。
 - ・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算出される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。
 - ・1連の治療過程で、複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。

[手術保険金お支払例]

超音波骨折治療法を3回受けた場合

○手術	×手術	○手術	<ul style="list-style-type: none"> ・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。
▼	▼	▼	
10月1日	10月10日	10月25日	

- (注5) 疾病放射線治療保険金支払対象期間とは、入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間（0日）と支払対象期間（180日）の合計日数」に達する期間をいいます。
- (注6) 放射線治療とは、次の診療行為をいいます。
- ① 公的医療保険制度において放射線治療の対象となる診療行為。ただし、放射線の照射を行うものについては、その総量が50グレイ以上となる場合に限ります。
 - ② 先進医療（*）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
 - （*）放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。
- (注7) 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。
- ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。
 - ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。

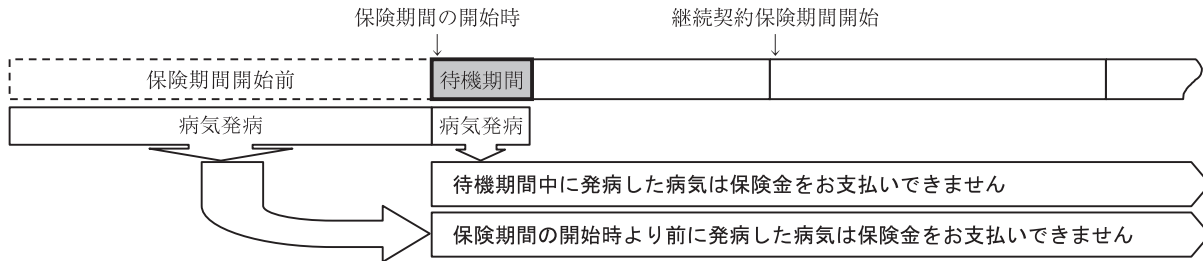
(2) 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

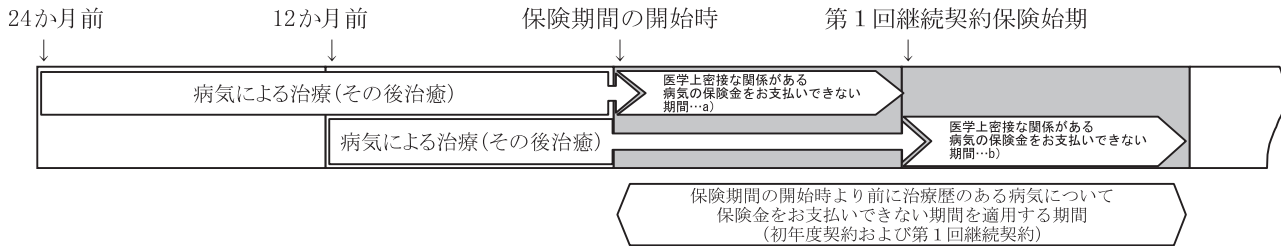
- ① 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。
 - ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
 - ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - a. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - b. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - c. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ・被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
 - ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（*1）
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② 下記のものは保険金をお支払いできません。
 - ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（*2）
- ③ 次のいずれかによるケガについても、保険金をお支払いできません。
 - ・被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故
 - ・被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故
 - （*1）テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットの特約により、保険金お支払いの対象となります。
 - （*2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- ④ 次のいずれかによる病気についても、保険金をお支払いできません。
 - ・被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気
 - ・被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じょく期の異常を含みません。
 - ・治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻酔、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用

(3) 疾病補償の待機期間および保険金お支払いの対象とならない期間について

- ① 保険期間の開始時より前に発病した病気
 - 保険期間の開始時より前から被っている病気は治療歴の有無に関わらず保険金お支払いの対象となりません。
- ② 待機期間中に被った病気
 - 保険期間の開始時からその日を含めて90日（待機期間）を経過した日の翌日午前0時より前に被った病気は治療歴の有無に関わらずお支払いの対象となりません。



- ③ 保険期間の開始時より前に治療歴のある病気と医学上密接な関係がある病気
 保険期間開始から2年間（初年度契約および第1回継続契約）については次のとおり保険金をお支払いできないことがあります。
- 初年度契約では、入院の原因となった病気が初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて前24か月以内に治療を受けていた病気と医学上密接な関係があると医師が診断した場合は、保険金お支払いの対象となりません。
 - 第1回継続契約では、入院の原因となった病気が、初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて前12か月以内に治療を受けていた病気と医学上密接な関係があると医師が診断した場合は、保険金お支払いの対象となりません。



<医学上密接な関係がある病気の例>

24か月以内に治療を受けていた病気（例）	左記と医学上密接な関係がある病気（例）
高血圧症	心臓疾患（心不全・虚血性心疾患）、脳血管疾患（脳卒中）、腎臓疾患
糖尿病	腎症、網膜症、白内障、末梢神経障害、下肢動脈閉塞性疾患、心臓疾患（心不全・虚血性心疾患）、脳血管疾患（脳卒中）
高脂血症	虚血性心疾患、脳血管疾患（脳卒中）、下肢動脈閉塞性疾患
動脈硬化	心臓疾患（心不全・虚血性心疾患）、脳血管疾患（脳卒中）、動脈閉塞性疾患
肥満症	糖尿病、高血圧、高脂血症、生活習慣病
心房細動	脳血管疾患（脳卒中）、心筋梗塞、心不全
心臓弁膜症	不整脈、脳血管疾患、心不全 （僧帽弁狭窄症/閉鎖不全症・大動脈弁狭窄症/閉鎖不全症・肺動脈弁狭窄症など）
狭心症	心筋梗塞
冠不全	虚血性心疾患（狭心症・心筋梗塞）、心不全
川崎病	冠動脈臓疾患
不整脈	頻拍発作、房室ブロック、ペースメーカー、WPW症候群、心房細動
高尿酸血症	痛風、腎症、尿路結石、関節炎
痛風	高尿酸血症、腎症、尿路結石、関節炎
胆石症	胆のう炎、胆のう癌、閉塞性黄疸
肝機能障害	急性肝炎、慢性肝炎、肝硬変、肝ガン、食道静脈瘤
アルコール性肝障害	急性肝炎、慢性肝炎、肝硬変、肝ガン、食道静脈瘤
肝炎	急性肝炎、慢性肝炎、肝硬変、肝ガン、食道静脈瘤
脂肪肝	急性肝炎、慢性肝炎、肝硬変、肝ガン、食道静脈瘤
ヘリコバクターピロリ	食道炎、胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃ガン
胃・十二指腸潰瘍	腹膜炎、ヘリコバクターピロリ、吐血、下血
大腸ポリープ	大腸ガン
クローン病	腸閉塞、腹膜炎、大腸ガン、消化管ガン （限局性腸炎・回腸末端炎などといわれていた）
潰瘍性大腸炎	腸閉塞、腹膜炎、大腸ガン
サルコイドーシス	眼疾患、心筋疾患、肺疾患
骨粗しょう症	骨折、脊椎変形、圧迫骨折、大腿骨頸部骨折、病的骨折
椎間板ヘルニア	変形性脊椎症、脊柱管狭窄症、脊椎すべり症、坐骨神経痛、ぎっくり腰、腰痛
COPD 慢性閉塞性肺疾患	慢性気管支炎、肺気腫、気管支喘息、気管支拡張症、呼吸不全
慢性気管支炎	COPD慢性閉塞性肺疾患、肺気腫、気管支喘息、気管支拡張症、呼吸不全
肺気腫	COPD慢性閉塞性肺疾患、慢性気管支炎、気管支喘息、気管支拡張症、呼吸不全
関節リウマチ	関節炎、心膜炎、間質性肺炎
膠原病	全身性エリテマトーデス（SLE）、全身性硬化症、皮膚筋炎、多発性筋炎、関節リウマチ（RA）、結節性多発性動脈炎、混合性結合組織病（MCTD）、シェーグレン症候群、ベーチェット病
多発性のう胞腎	腎機能障害、慢性腎不全、高血圧
慢性腎炎	腎機能障害、慢性腎不全、高血圧
腎臓結石	尿管結石、膀胱結石、尿路感染症
慢性甲状腺炎	橋本病、甲状腺機能低下症、甲状腺腫
不妊症	子宮内膜症、卵管閉塞、帝王切開、切迫流産
異型上皮、異形成	ガン

3. 保険期間（ご契約期間）

団体総合生活補償保険の保険期間は1年間です。詳細は保険契約者（カード会社）までお問い合わせください。お客さまの加入期間については、「お申込み内容確認書」をご確認ください。

2 保険料

保険料は、保険金額（ご契約金額）、保険期間（ご契約期間）、年齢等により決まります。詳細は保険契約者（カード会社）までお問い合わせください。また、お客さまのご契約の保険料については「お申込み内容確認書」をご確認ください。

3 保険料の払込方法等

- 保険料相当額の払込方法は、クレジットカードのご利用代金と同様に指定口座より振替とさせていただきます。なお振替日が金融機関休業日にあたる場合は、翌営業日に振替となります（クレジットカード会社によって異なりますのでご注意ください）。
- 保険料相当額の引落しが不能となった場合、カードの売上げに対するカード会社の承認が得られなかった場合は、本商品から脱退とさせていただきます。

4 満期返れい金・契約者配当金について

団体総合生活補償保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無について

ご契約を解約される場合は、あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンターにご連絡ください（受付電話番号は加入者証に記載されます）。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細はあいおいニッセイ同和損保カスタマーセンターまでお問い合わせください。

6 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について		
お問い合わせ、ご相談・苦情がある場合は		事故が発生した場合は
0120-101060		あんしん24受付センター 0120-985024
※ご加入の団体名をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ※一部のご用件は営業店等からのご対応となります（下記のご注意いただきたい事項をご覧ください）。 ※カスタマーセンターでは聞き間違い等によりお客さまにご迷惑をおかけしないよう内容確認のため、通話録音させていただきます。あらかじめご了承ください。		遅滞なくあんしん24受付センターにご連絡ください。 ※受付時間[365日24時間] ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 ※おかけ間違いにご注意ください。
ご用件	受付時間	ご注意いただきたい事項
お問い合わせ、ご相談・苦情	平日：AM9:00～PM5:00 (土・日・祝日および年末年始を除きます)	●実際の事故の保険金お支払可否に関するお問い合わせ等につきましては、あんしん24受付センター等での手続き・ご対応となります。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぼADRセンター
[ナビダイヤル] **0570-022808**

受付時間[平日AM9:15～PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)]

※通話料はお客さまのご負担となります。
※携帯電話からもご利用いただけます。PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/>

II. 注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を、この「注意喚起情報のご説明」に記載しています。

1 加入申込の取消しについて

ご契約の成立後であっても、引受保険会社から送付される加入者証に同封の「ご契約のしおり」を受領されたその日から8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（加入申込取消し）を書面によるご連絡により行うことができます。加入申込取消しについての詳しい内容は、ご契約成立後引受保険会社から送付される加入者証に同封の「ご契約のしおり」でご確認ください。

2 告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項）

- ご加入者または被保険者になる方には、危険に関する重要な事項のうち、引受保険会社が告知を求める項目（告知事項）について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。
- 告知事項について、ご加入者または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります（下記③に該当した場合は、ご契約を解除させていただくことがあります）。ご加入に際して、今一度お確かめください。

告知事項	①被保険者の生年月日、年齢 ②健康状態告知（注1） ③同じ被保険者について身体のケガや疾病に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注2）の有無
------	--

（注1）健康状態告知の質問については、必ず被保険者ご自身および、その配偶者が回答内容が事実と相違ないことをご確認のうえ、ご回答ください。なお、ご回答いただいた内容により、ご加入をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

（注2）タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。他保険加入状況等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

3 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させた場合
 - 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
 - 複数の保険契約に加入されることで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合 など
- この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

4 無効、取消し、失効について

下記の事がらに該当した場合について、既に払い込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりです。

- 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込みいただいた保険料は返還できません。
- 保険契約者または被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によってご契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込みいただいた保険料は返還できません。
- 被保険者が死亡された場合は、この保険契約は失効となります。既に払い込みいただいた保険料は普通保険約款・特約集に定める規定により返還いたします。詳細はあいおいニッセイ同和損保カスタマーセンターまでお問い合わせください。

5 保険責任開始期

- (1) 保険責任は、保険期間の初日の午後4時（加入者証に異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まります。
- (2) 保険料は、カード会社が定めた日にカード決済により払い込みください。保険期間の初日以降であっても、引受保険会社であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社はカード会社から所定の払込期日までに保険料を領収する前に発生したケガ等に対しては保険金をお支払いできません。

6 保険金をお支払いできない主な場合

以下の場合には保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

- ① 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。
 - ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1）
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② 下記のものは保険金をお支払いできません。
 - ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見がないもの（注2） など
 - （注1）テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットの特約により、保険金お支払いの対象となります。
 - （注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- ③ 次のいずれかによる疾病についても保険金をお支払いできません。
 - ・初年度の保険開始前に既にかかっていた病気
 - ・初年度の保険開始から90日以内にかかった病気
 - ・現在は治療されていなくても、保険開始からさかのぼって、24か月以内に治療を受けた病気と、医学上密接な関係がある病気を、初年度の保険開始から24か月の間に発症した場合 など

7 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い

第2回目以降の分割保険料は、毎月カード会社が定めた日にカード決済により払い込みください。なお、カード会社所定の払込期日までに払い込みがない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。

8 解約と解約返れい金について

ご加入後、保険契約を解約される場合には、あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンターまでお申し出ください。解約の条件によっては、引受保険会社の定めるところにより保険料を返還、または未払込分の保険料を請求させていただくことがあります。

9 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されたりする場合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等については次のとおりとなります。

補償内容	傷害に関する補償		疾病に関する補償	
	保険金支払い	解約返れい金	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%（注）	80%	90%	90%

（注）破綻後3か月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%まで補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンターまでお問合わせください。

10 万一、事故が発生した場合のご注意

1. 事故の発生

- (1) 事故が発生した場合には、30日以内にあんしん24受付センターまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

2. 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、「保険金請求書」「傷害状況報告書」など引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じ上記以外の書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

3. 保険金のお支払時期

引受保険会社はお客さまより保険金請求書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約集に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細はあいおいニッセイ同和損保カスタマーセンターまでお問合わせください。

4. 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

●健康状態に関する告知について

加入者証の「告知」欄は、ご加入時に以下の質問によってご回答いただいた事項を表示しています。

【質問1】 現在病気やケガなど健康に異常がありますか、または医師の指示により薬を服用していますか。

【質問2】 過去5年以内にがん、脳卒中または急性心筋梗塞を含む心疾患の治療を受けましたか。

加入者証の「告知者」欄は、ご加入時に告知および免責に関する説明をご了解いただいた方を表示しています。

【告知可能な方】 被保険者ご本人としますが、以下に掲げる方を代理告知者とすることができます。

- ・カード会員の配偶者を被保険者ご本人とする契約についてはカード会員が、また、カード会員を被保険者ご本人とする契約については、カード会員の配偶者が被保険者ご本人に代わって告知を行うことができます。

【免責事項のご了解内容について】

<全保険年度共通>

- ・初年度契約の保険期間開始より前に被った病気
- ・初年度契約の保険期間開始から90日の待機期間中に被った病気

<初年度>

- ・保険期間開始前24か月以内に治療を受けていた病気と医学上密接な関係があると認められる病気

<2年度目>

- ・初年度の保険期間開始前12か月以内に治療を受けていた病気と医学上密接な関係があると認められる病気

<上記【質問2】に該当する病気>

対象となる病気（がん、脳卒中または急性心筋梗塞を含む心疾患）とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」によるものとします。

【がん、脳卒中または急性心筋梗塞を含む心疾患の種類】

1. がん

口唇・口腔および咽頭の悪性新生物、消化器の悪性新生物、呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物、骨および関節軟骨の悪性新生物、皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物、中皮および軟部組織の悪性新生物、乳房の悪性新生物、女性性器の悪性新生物、男性性器の悪性新生物、尿路の悪性新生物、眼・脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物、甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物、部位不明確・続発部位および部位不明の悪性新生物、リンパ組織・造血組織および関連組織の悪性新生物、独立した(原発性)多部位の悪性新生物、上皮内新生物

2. 脳卒中

脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭窄

3. 心疾患

【心疾患については下記が該当します】

虚血性心疾患

狭心症

不安定狭心症、記録されたれん(攣)縮を伴う狭心症、その他の型の狭心症

急性心筋梗塞

前壁の急性貫壁性心筋梗塞、下壁の急性貫壁性心筋梗塞、その他の部位の急性貫壁性心筋梗塞、急性貫壁性心筋梗塞・部位不明、急性心内膜下心筋梗塞

再発性心筋梗塞

前壁の再発性心筋梗塞、下壁の再発性心筋梗塞、その他の部位の再発性心筋梗塞、部位不明の再発性心筋梗塞

急性心筋梗塞の続発合併症

急性心筋梗塞の続発合併症としての心膜血腫、急性心筋梗塞の続発合併症としての心房中隔欠損(症)、急性心筋梗塞の続発合併症としての心室中隔欠損(症)、急性心筋梗塞の続発合併症としての心膜血腫を伴わない心(壁)破裂、急性心筋梗塞の続発合併症としての腱索の断裂、急性心筋梗塞の続発合併症としての乳頭筋の断裂、急性心筋梗塞の続発合併症としての心房・心耳・心室の血栓症、急性心筋梗塞のその他の続発合併症

その他の急性虚血性心疾患

冠(状)(動脈)血栓症・心筋梗塞に至らなかったもの、ドレSSLer(Dressler)症候群、その他の型の急性虚血性心疾患

慢性虚血性心疾患

アテローム(じゅく(粥)状)硬化性心血管疾患と記載されたもの、アテローム(じゅく(粥)状)硬化性心疾患、陳旧性心筋梗塞、心室瘤、冠(状)動脈瘤、虚血性心筋症、無痛性(無症候性)心筋虚血、その他の型の慢性虚血性心疾患

11 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

I. 契約概要のご説明 6 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口についてをご参照ください。

その他ご注意いただきたいこと

1. 危険を有する職業に変更される場合のご注意

被保険者の方がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に変更される場合は、これらの職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。詳細はあいおいニッセイ同和損保カスタマーセンターまでお問合わせください。

2. 税法上の取扱い(平成25年6月現在)

払い込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除(注)の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。

3. 保険金の代理請求

被保険者の方に保険金をご請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金をご請求することができる制度(「代理請求制度」といいます。)がございます(被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金のご請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません。)

●保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合

など

【被保険者の代理人となりうる方】

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

②上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者(注)または上記②以外の3親等内の親族

(注)法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせいただくようお願いいたします。

被保険者の代理人からの保険金のご請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金のご請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

4. ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係るご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。※具体的には、損害保険の種類、ご契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

5. 被保険者による保険契約の解約請求について

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 以下に該当する行為のいずれかがあった場合

・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを発生させ、または発生させようとした場合

・保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金のご請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会勢力に該当する場合

④ 他の保険契約等との重複により、保険金額(ご契約金額)等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑤ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④の場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事象を発生させた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事象により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 ①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約することができます。その際はご本人を証明していただく資料等をご提出していただきます。

※2 解約する範囲はその被保険者に係る部分に限ります。

6. 自動継続契約について

本商品の保険期間は1年です。お客さまの加入期間については、ご加入後に送付される加入者証にてご確認ください。次年度以降につきましては、お客さまから加入内容の変更または継続しない旨お申し出がない場合もしくは保険契約者であるカード会社からお客さまへ書面での通知がない限り加入者証記載の年齢まで毎年自動継続いたします。(自動継続の保険期間は1年間です。)なお、保険料は継続日現在の保険料率によって計算されます(料率改定等により、保険料が変更となる場合があります)。ただし、保険金請求事故が多発したご契約については、継続を中止させていただくことがあります。

<お客さまに関する情報の取扱い>

(1) お客さまの情報の利用目的について

お客さまからお預かりした情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、商品のご提案、グループ会社および提携先の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。ただし保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

(2) お客さまからお預かりした情報は、下記の①～⑨の場合に提供または共同利用することがあります。

- ① 個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合
- ② 利用目的の範囲内において、あらかじめ守秘義務契約を締結した業務委託先等に提供する場合
- ③ 商品・サービスのご提案を行うためにグループ会社と共同利用する場合
- ④ 保険契約の適正なお引受け、保険金の適切なお支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止するため損害保険会社等との間で共同利用する場合
- ⑤ 保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録され損害保険会社等との間で共同利用する場合
- ⑥ 保険金の適切および迅速なお支払いのために必要な範囲において保険事故の関係者(当事者、医療機関、修理業者等)に提供する場合
- ⑦ 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合
- ⑧ 医師等の第三者に対し、申込内容・告知内容・保険金請求内容に関する事実確認を行う場合
- ⑨ グループ会社の保険引受や保険金お支払いの可否の判断に資するためにグループ会社に提供する場合

(3) お客さま情報の取得について

本契約に関する保険引受や保険金お支払いの可否を判断するために、グループ会社からその保有する個人情報を受けることがあります。

※詳細は、引受保険会社ホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。か引受保険会社までお問い合わせください。

<ご契約いただく内容に関する確認事項(意向確認事項)>

お客さまのご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客さまのご希望を満たした内容であるか再度ご確認・ご了解のうえご加入ください。また、払い込みいただく保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたらあいおいニッセイ同和損保カスタマーセンターまでご連絡いただきますようお願い申し上げます。

●今回お申し込みいただいたご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者ご本人に関する『生年月日』・『年齢』・『性別』について、全て正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。

- ① 補償の内容(お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など)
- ② 保険金額<ご契約金額>(コースやプランなど)
- ③ 被保険者の範囲(個人型、家族型など)

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については、「契約概要のご説明」に記載の設定どおりであることをご確認ください。

●また、現在ご加入のご契約(満期を迎えるご契約)にご不明な点がある場合には、あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンターまでお申し出ください。

<ご加入いただくお客さまへのお願い>

保険のご加入者以外に被保険者(補償の対象となる方)がいらっしゃる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

